

【生活再建部会報告】

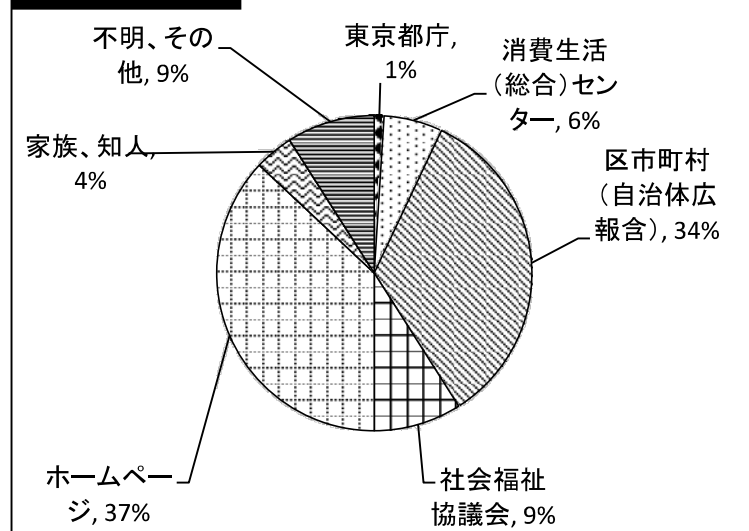
多重債務者生活再生事業の実施状況について

1 事業実績

区分	19~24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(前年度比)	累計
新規相談件数	3,484	932	1,005	961	973	867	961	1,066	807	945	1,130	(+19.6%)	13,131
貸付件数	96	61	43	15	14	8	13	8	8	17	24	(+41.2%)	307
貸付金額(単位:千円)	146,610	125,370	83,520	33,620	24,400	15,830	17,800	13,390	15,190	29,800	48,140	(+61.5%)	553,670

〇4年度実績

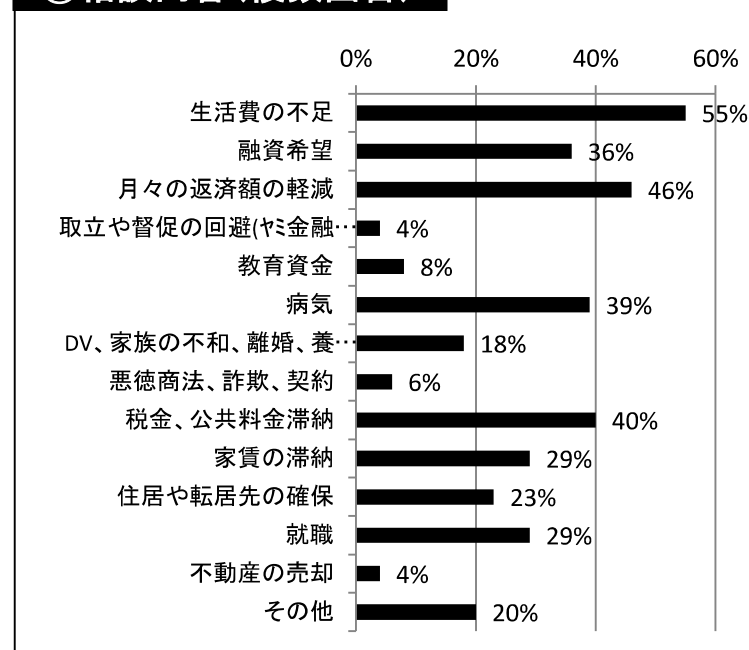
①アクセス



	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
東京都庁	2%	2%	1%	1%	1%
消費生活(総合)センター	8%	8%	6%	11%	6%
区市町村	44%	38%	38%	31%	34%
社会福祉協議会	10%	9%	9%	7%	9%
法テラス、クレ・カウ協会	1%	1%	1%	0%	0%
ホームページ	21%	23%	27%	34%	37%
親族、知人	5%	5%	3%	4%	4%
ハローワーク	1%	1%	0%	1%	0%
不明、その他	8%	13%	15%	11%	9%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

最も多いのが「ホームページ」の検索で37%を占めており、増加傾向にある。次いで「区市町村」(27年度～自立相談支援窓口からのアクセスも含む)からのアクセスが34%となっている。

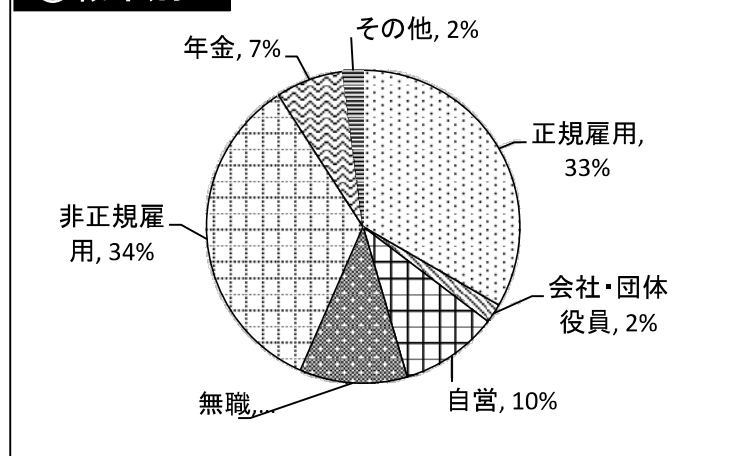
②相談内容(複数回答)



	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
生活費の不足	48%	56%	55%	57%	55%
融資希望	41%	39%	33%	36%	36%
月々の返済額の軽減	44%	40%	44%	43%	46%
取立や督促の回避(ヤミ金融等)	4%	2%	3%	4%	4%
教育資金	10%	9%	10%	9%	8%
病気	21%	27%	32%	34%	39%
DV、家族の不和、離婚、養育費	13%	12%	12%	16%	18%
悪徳商法、詐欺、契約	4%	3%	2%	4%	6%
税金、公共料金滞納	47%	41%	37%	33%	40%
家賃の滞納	26%	22%	19%	19%	29%
住居や転居先の確保	20%	22%	21%	19%	23%
就職	17%	17%	24%	23%	29%
不動産の売却	7%	5%	5%	4%	4%
その他	23%	23%	21%	28%	20%

「生活費の不足」が依然として高く、4年度は55%となっており、次いで「月々の返済額の軽減」が46%を占めている。増加傾向にあるのは、「病気」や「就職」などの相談で、依存症等の精神的な問題など、病気を抱える相談者が約4割となった。また、「家賃の滞納」は30年度以降減少傾向にあったものの、4年度は29%と増加した。

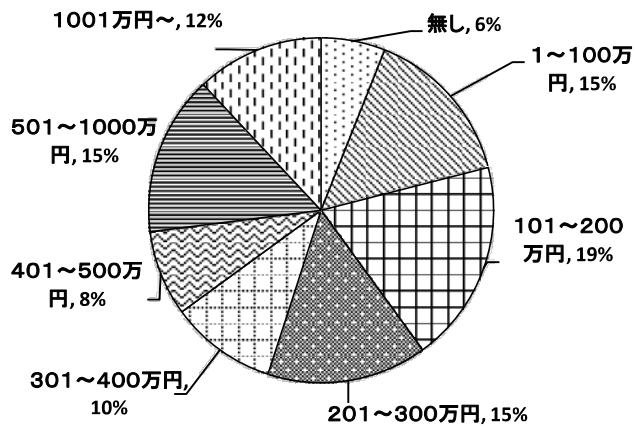
③職業別



	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
正規雇用	30%	31%	29%	35%	33%
会社・団体役員	1%	3%	2%	1%	2%
自営	10%	9%	8%	8%	10%
無職	14%	15%	19%	16%	11%
非正規雇用	35%	31%	30%	30%	34%
年金	8%	10%	11%	9%	7%
その他	1%	1%	0%	1%	2%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

「非正規雇用」が34%を占める。次いで、「正規雇用」が33%を占めている。「無職」は2年連続で減少しており、11%となっている。

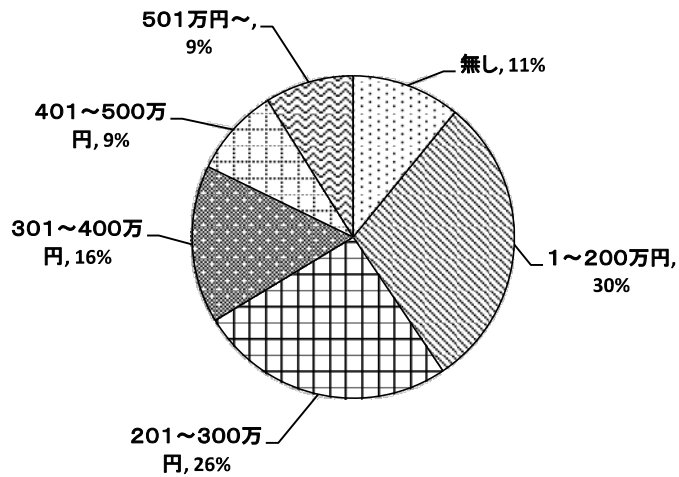
④債務残高



金額	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
無し	5%	8%	11%	8%	6%
1~100万円	16%	22%	18%	16%	15%
101~200万円	18%	17%	18%	18%	19%
201~300万円	14%	12%	14%	12%	15%
301~400万円	10%	9%	8%	10%	10%
401~500万円	7%	6%	5%	9%	8%
501~1000万円	15%	13%	13%	14%	15%
1001万円~	15%	13%	13%	13%	12%
合計	100%	100%	100%	100%	100%
相談者一人当たり平均(万円)	713	669	624	579	562

債務残高が1000万円を超える相談者は12%と減少し、相談者一人当たり平均が減少傾向にある。

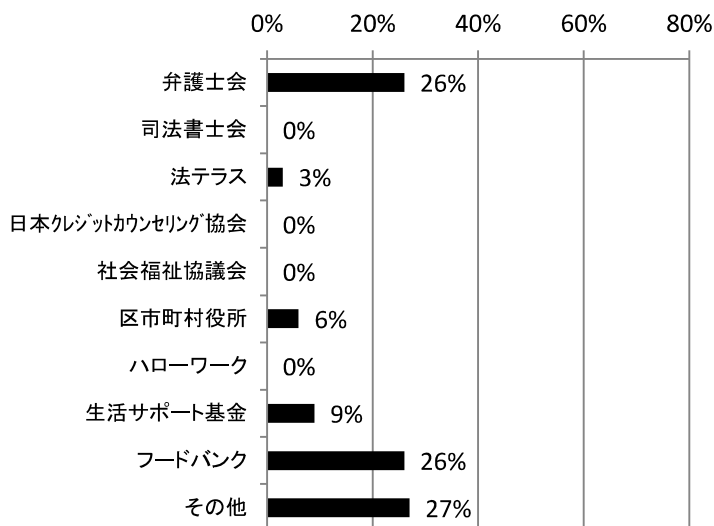
⑤年収



金額	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
無し	13%	16%	20%	14%	11%
1~200万円	28%	27%	26%	27%	30%
201~300万円	25%	23%	22%	20%	26%
301~400万円	15%	16%	14%	15%	16%
401~500万円	8%	8%	8%	11%	9%
501万円~	11%	10%	10%	13%	9%
不明	0%	0%	0%	0%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

年収無しの相談者は減少傾向にあり、4年度は11%となった。一方、年収1~300万円の相談者が増加し、半数を超える56%を占めている。

⑥他機関への紹介(複数回答)



	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
相談後に他機関を紹介した件数	522	631	496	503	604	
相談後に他機関を紹介した延件数	660	961	604	610	704	
内訳	弁護士会	37%	27%	18%	27%	26%
	司法書士会	0%	0%	0%	0%	0%
	法テラス	1%	1%	2%	0%	3%
	日本クレジットカウンセリング協会	1%	1%	0%	1%	0%
	社会福祉協議会	1%	1%	2%	3%	0%
	区市町村	9%	7%	9%	9%	6%
	ハローワーク	0%	0%	0%	0%	0%
	生活サポート基金	12%	7%	6%	6%	9%
	フードバンク	22%	36%	38%	32%	26%
	その他	17%	20%	25%	22%	27%

他機関への紹介件数は増加傾向にある。4年度は延べ704件となり、前年度比で増加した。内訳は、「弁護士会」と「フードバンク」が共に26%と最も多い。

2 令和4年度の主な取組

①関係機関との連携

(1)関係機関の紹介・連携支援

- 相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村(自立相談支援機関や税務課)などの関係機関を紹介の上、連携して支援を実施。
- 債務問題に加え精神的問題を抱える方については、必要に応じ保健所や都の精神保健福祉センター等に協力を依頼し、適切な支援に繋がるよう連携。

(2)関係機関への出張相談・同行支援

- 交通費が無い等、窓口来訪が困難な相談者に対し、区市町村役所等を利用した出張相談を実施。令和2年11月からは、オンラインによる相談を開始。
- 相談者の状況に応じて、弁護士会や区市の相談窓口へ同行し支援を実施。

(3)関係機関職員に対する研修

- 区市町村や社会福祉協議会などの担当職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施。

(4)生活困窮者自立支援窓口と連携した支援を実施

(件)

新規相談件数	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	累計
在住者からの総相談件数	961	1,066	807	945	1,130	4,909
うち区市等相談窓口経由	253	260	206	191	270	1,180

②事業の周知・広報

- 広報東京都(12月号)及び月刊福祉保健(12月号)に窓口案内を掲載。
- ホームページによる周知 ※検索「生活再生相談窓口」(<http://tokyo-saisei.jp/>)
- 「多重債務110番」(東京都消費生活総合センター)への参加
令和4年9月5・6日、令和5年3月
生活再生相談窓口相談員を会場に派遣し、電話相談、来所相談に対応。
- 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(東京都産業労働局)への参加
・生活再生相談窓口ホームページでの啓発
・「たちかわ楽市2022」(令和4年11月12・13日開催)でリーフレットを配布。
- 自殺対策との連携
・「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加
リーフレット及び福祉保健局ホームページの参加機関一覧に生活再生相談窓口を掲載。
・「ゲートキーパー手帳」に生活再生相談窓口を掲載。

③こころの問題を抱えた相談者への対応力向上

事例検討会への精神保健福祉センター職員の参画

生活再生相談窓口寄せられる相談のうち、困難事例を共有し今後の対応を協議する事例検討会において、依存症など精神疾患が疑われる方への的確な対応を図るため、精神保健福祉センター職員の参加を依頼し、専門的な助言を得ている。

- 日 程:令和4年7月15日、11月30日(年2回開催)
- 参加者:相談担当弁護士、生活サポート基金相談員、精神保健福祉センター職員、東京都職員

3 多重債務者生活再生事業及び生活困窮者自立支援の機能強化について

令和5年1月から開始された生活福祉資金の特例貸付の償還が困難な方からの相談が増加することが予想されるため、生活困窮者への支援体制を強化

令和5年1月から拡充した取組

1 実施内容

① 新生活サポート事業【多重債務者生活再生事業】（弁護士による相談支援の拡充）

【目的】

今後、特例貸付の償還が困難な方の中には、多重債務を伴う事例の増加が予想されるため、区市等の自立相談支援機関窓口と連携した債務整理等の支援を強化する。

【取組内容】

新生活サポート支援事業において、弁護士の派遣回数を増加し、相談支援を拡充

弁護士相談の実施について

- ①令和5年1月まで
毎週火・木曜日の午前及び午後を実施
- ②令和5年2月以降
上記に加え、毎週月・水・金曜日の午後を実施
- ③令和5年4月以降
毎週月曜日から金曜日の午前及び午後を実施

② セーフティネット強化事業補助

【目的】

コロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、区市の取組を包括的に支援する。

【取組内容】

国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する区市に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上するとともに、区市負担1/4となっているメニューについて、**区市負担分1/4を都が負担**

③ 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業（専門相談ラインの拡充）

【目的】

今後、区市等の自立相談支援機関窓口において、特例貸付の償還が困難な方からの相談の増加が予想されるため、窓口で対応する相談担当者への助言等の機能を強化する。

【取組内容】

自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業において、現在、隔日（月、水、金）の午後を実施している「支援者専用相談ライン」を拡充するとともに、区市等窓口への出張相談や外国籍の方からの相談に対応する通訳派遣を実施

2 所要額

102,224千円

